

第 4 回石川町農業委員会総会議事録

1 招集年月日 令和 3 年 4 月 1 9 日 (月) 午後 1 時 3 0 分

2 招集場所 石川町役場 3 階 議場

3 議案

(1) 議案第 1 9 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(2) 議案第 2 0 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(3) 議案第 2 1 号

石川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定の件

(4) 議案第 2 2 号

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件

(5) 議案第 2 3 号

荒廃地に係る非農地判断に対する意見決定の件

出席委員

農業委員 6名

1番 佐川 修一 2番 根本 常和 3番 近内 貞夫
5番 芳賀 正幸 7番 緑川 喜友 8番 仲田 昌勝

農地利用最適化推進委員 1名

18番 南條 博

ほかの農地利用最適化推進委員についてはコロナ対策のため参集せず。

欠席委員 4番 金沢 和則 6番 緑川 一男 9番 遠藤 武重

事務局

事務局長

武藤 伝

事務局次長兼農地管理係長

吉田 慶司

書記

矢内 康裕

・事務局長 開会に先立ちまして、遠藤会長から欠席の連絡がありましたので、ご報告します。

つきましては、会長が欠席しておりますので、石川町農業委員会規定第3条の規定により、職務代理者の仲田昌勝委員が会長職を務めますので、よろしくお願ひします。

・議長 本日の出席は7名です。4番 金沢和則委員、6番 緑川一男、9番 遠藤武重委員より欠席の連絡がありました。定足数に達しておりますので、只今より第4回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、3番 近内貞夫委員 5番 芳賀正幸委員を指名いたします。

(1) 議案第19号

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

・議長 それでは議事に入ります。議案第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

・事務局長 (議案朗読)

只今説明しました農地法第3条第1項番号1から3につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当していないことを報告いたします。また、農地法第3条第1項番号3については農地法施行前より所有されていた農地であることを報告します。

・議長 農地法第3条第1項番号1を調査されました緑川一男委員が諸事情により出席出来ませんので、緑川喜友委員に報告を求めます。

・緑川喜友委員 只今報告がありましてとおり代理で報告します。

農地法第3条1項1番の現地調査の結果を報告いたします。調査日は令和3年4月10日の午前9時から、譲受人の〇〇〇〇、譲渡人の〇〇〇〇、最適化推進委員の添田勉さんと私の4名で実施しました。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇方面へ1.6km位行った、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、田 398㎡、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、田 1,

549㎡、〇〇〇〇〇〇〇〇、畑 1, 252㎡、合計3199㎡です。

譲渡人は耕作が困難になってきたため、譲受人に贈与することとした。当該地は譲受人の耕作地と隣接していますので、取得後は耕作維持管理に努めるとのことです。

以上調査した結果、この案件は問題ないと思われませんが皆様の審議よろしくお願いたします。緑川一男代理。

・議長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号1の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長 異議のないものと認め、議案第19号 農地法第3条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

続きまして、農地法第3条第1項番号2を調査されました、南條博委員に報告を求めます。

・南條博委員 農地法第3条第1項2番の所有権移転調査の結果を報告いたします。

去る、4月6日火曜日午前9時から譲受人〇〇〇〇、譲渡人の〇〇〇〇は遠方のため現地調査に立会できないことから、農業委員の仲田昌勝さん、最適化推進委員の斎藤英幸さんに立会を頂き私を含めた4人で現地調査を実施いたしました。

当該地は〇〇〇〇〇〇〇〇、地目 田 地積1, 018㎡で〇〇〇〇〇〇〇〇から西に約100mの場所です。

譲受人住所は〇〇〇〇〇〇〇〇、氏名〇〇〇〇、職業〇〇〇〇です。譲渡人の住所は〇〇〇〇〇〇〇〇、職業〇〇〇〇です。移転事由は贈与に伴う所有権移転です。

当該地は、譲渡人が相続により取得しましたが、遠方であり農地として利用、管理することが難しいことから長年に渡り譲受人に農地として管理をお願いしていましたが、今回譲渡人から高齢であることと遠方であり管理が困難であることから申請地の隣接地で農業を営んでいる譲受人に贈与することとなりました。譲受人は家族で農業を営んでおり移転後は水稻栽培地として利用することです。

以上調査した結果、この案件は問題ないと考えられますので皆様方の審議よろしくお願いたします。

・議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号2の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第19号 農地法第3条第1項番号2について承認するものと決定いたします。

続きまして、農地法第3条第1項番号3を調査されました、芳賀正幸委員に報告を求めます。

・芳賀正幸委員 農地法第3条1項3番譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇の件を調査した結果を報告します。

4月6日午前8時より、役場から農業委員会事務局次長吉田氏、矢内事務局員、〇〇〇〇、最適化推進委員福田氏、渡邊氏、譲受人〇〇〇〇、私の7人で現地確認をしました。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇から東に300m行き北に200m行った道路右側の所です。

地番は、〇〇〇〇〇〇〇〇、畑472㎡と〇〇〇〇〇〇〇〇田97㎡、畑と田んぼです。この畑と田んぼは現在原野です。譲受人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の田んぼと隣接しているため〇〇〇〇から土地売買契約を結ぶことにいたしました。周りが田んぼですので特別支障があるとは思いません。

以上調査した結果、この案件は問題ありませんので皆様方のご審議の程よろしく申し上げます。

・議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号3の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第19号 農地法第3条第1項番号3について承認するものと決定いたします。

(2) 議案第20号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

・議長 続いて議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

・事務局長 (議案朗読)

なお、農地法第5条第1項番号1についてですが事業計画者は現場事務所設置を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は農用地です。

・議長 農地法第5条第1項の規定による許可申請番号1を調査した根本常和委員に報告を求めます。

・根本常和委員 農地法第5条第1項の件を調査した結果を報告いたします。

去る、4月9日午後2時より、事務局武藤事務局長、吉田、矢内両局員、〇〇〇〇、最適化推進委員の根本浩一さん、私の6人で現場を確認しました。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇を〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇〇方面に向かい、〇〇〇〇〇〇〇〇を右折し300mほど行った右側の番地、〇〇〇〇〇〇〇〇の畑210㎡と、〇〇〇〇〇〇〇〇の畑496㎡です。現在この畑は作付されておられません。

権利設定の目的は、〇〇〇〇〇〇〇〇地内の県の圃場整備工事を施工するため、区画整理地区に近い所に現場事務所と駐車場が必要であるため、県道から出入りができる当該地を貸借し、事務所と駐車場として利用するためです。

概要は、現場事務所96.07㎡、駐車場敷地100㎡、仮設トイレ12㎡、その他497.93㎡です。

申請地の隣接状況は、西道路、東側は圃場整備区画地で、農地への影響はないものと思われます。取水排水については、取水はなく、雨水は自然浸透とします。

以上調査した結果、この案件は問題ありませんので皆様方の審議のほどよろしくお願ひします。

・議長 只今説明のあった農地法第5条第1項番号1について何かご意見等ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第20号 農地法第5条第1項番号1について承認するものと決定いたします。
-

(3) 議案第21号

石川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定の件

- ・議 長 続いて議案第21号 石川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定の件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

- ・議 長 石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号1を調査されました根本常和委員に報告を求めます。

- ・根本常和委員 石川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定の件を調査した結果を報告します。

去る、4月9日午後2時30分より、武藤事務局長、吉田、矢内両局員、最適化推進委員の根本浩一さん、私の5人で現場を確認しました。

この案件は、令和2年9月23日に調査した案件の追加分です。場所は〇〇〇〇〇〇〇〇を〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇方面に向かい、〇〇〇〇〇〇〇〇を右折し500mほど行き、〇〇〇〇〇〇〇〇を左折し300mほど先を左折し200m先をさらに100m行った所です。

昭和41年6月に住宅を建築し、〇〇〇〇〇〇〇〇の土地は宅地への進入路として利用し、〇〇〇〇〇〇〇〇は畑で、一部198㎡は宅地の庭として利用し、現在まで54年間を経過しています。申請地を利用計画変更したいので本申請をした次第です。

進入路接続、宅地の庭等の整備のため周辺農地に日照等の被害はありません。雨水については、新設道路側溝に排水します。

以上調査した結果、この案件は問題ありませんので皆様方の審議のほどよろしく申し上げます。

- ・議 長 只今報告のあった石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号1について何かご意見等ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ・議長 異議のないものと認め、議案第21号 石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号1に対する意見決定の件については承認するものと決定いたします。
-

（4）議案第22号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件

- ・議長 次に議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件を議題といたします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 （議案朗読）

- ・議長 只今説明のあった農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件について何かご意見等ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ・議長 異議のないものと認め、議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件については承認するものと決定いたします。
-

（5）議案第23号

荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件

- ・議長 次に議案第23号 荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 （議案朗読）

- ・議長 只今説明のありました荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、一括で審議することに何かご意見等ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ・議長 それでは荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、何かご意見等ございませんか。決定についてご意見等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

- ・議長 異議のないものと認め、議案第23号荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件について番号1から番号64を一括して承認するものと決定いたします。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後2時05分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和3年4月19日

石川町農業委員会

石川町農業委員会長

議事録署名人

3番

5番